

## 第104回教育研究評議会議事要録

1 日 時 平成24年2月24日（金）10：00～11：45

2 場 所 事務局第1会議室

### 3 議 事

#### (1) 平成24年度年度計画（原案）に対する部局等からの意見について

理事（総務・財務担当）から、1月19日開催の経営協議会、1月20日開催の連絡調整会議で提示していた平成24年度の年度計画原案については、その後各部局及び経営協議会委員から出された意見を踏まえて、資料1のとおり再検討した旨の説明があり、審議の結果、異議なく了承された。

なお、審議の過程において、大要次のような意見等があった。

- 平成24年度からの新しい教養教育に関するアクティブラーニングの支援のためのSA制度については、年度計画に入れずに教務委員会で検討する。
- SA制度の導入ではなく、謝金の形で対応できないのか。
- 財源等を含め来月中に検討結果を報告する予定である。

#### (2) 教員の休職について

（教員の個人情報を含む審議事項であるため非公開）

#### (3) 長崎大学職員就業規則及び長崎大学船員就業規則の一部改正について

理事（人事・組織改革担当）から、資料3に基づき、心身の故障のため長期の休養を要する休職（以下、「病気休職」という。）の制度について、本学は法人化時の就業規則制定の際に国家公務員人事制度からのソフトランディングを基本としてきたが、適正な人事管理の観点及び他大学の動向等を踏まえ、教育公務員特例法を踏襲して設けた大学教員の特例を見直すこと、また、病気休暇制度の見直しに伴い今後病気休職者の増加が見込まれるため適正な人事管理の観点から病気休職期間の通算制度を新設することために長崎大学職員就業規則及び長崎大学船員就業規則を一部改正することについて提案があり、審議の結果、異議なく了承された。

なお、審議の過程において、大要次のような意見等があった。

- 教員の病気休職期間を決定する際に教育研究評議会で審議しないのは、情報共有ができないのではないかと。
- 人事委員会で審議するため、各部局の人事委員会委員から報告していただければ情報共有ができる。
- 復職の判断が主治医と産業医で異なる場合はどうするのか。
- 主治医は患者の立場に近い立場で判断するが、産業医は中立の立場で判断するため、産業医の判断を参考にすれば問題はない。

- 休職期間の通算制度の新設で、「その傷病に起因する傷病により」とあるが、どういう意味であるのか。
- 病名は様々な付け方があり、原因が似ており客観的に見て同じような病気の場合を意味する。

#### (4) 長崎大学公開講座講習料規程の一部改正について

副学長（産学連携、環境・施設担当）から、近年の社会情勢及び本学の地域貢献を勘案し、本学において実施する公開講座の目的、内容等により1講座当たりの時間数に対する講習料の額により難いと産学官連携戦略本部長が認めるときは、学長の承認を得て、当該公開講座の講習料の額を別に定めることができるようにするため、本規程を一部改正することについて提案があり、審議の結果、異議なく了承された。

#### (5) 長崎大学大学院学則の一部改正について

学長から、資料5に基づき、①医歯薬学総合研究科生命薬科学専攻の博士後期課程を同専攻の修士課程を基礎とする博士後期課程に改組することに伴い、入学定員を見直すこと、②同専攻の修士課程を博士前期課程とすること、医療科学専攻に展開医療薬学講座を設置することに伴い、同専攻の博士課程の入学資格を見直すこと及び③保健学専攻に助産師養成コースを設置することに伴い、同専攻の入学定員を見直すことから、長崎大学大学院学則を一部改正することについて提案があり、審議の結果、異議なく了承された。

#### (6) 長崎大学学位規則の一部改正について

学長から、資料6に基づき、①医歯薬学総合研究科生命薬科学専攻の博士後期課程を、同専攻の修士課程を基礎とする博士後期課程に改組すること並びに②同専攻の修士課程を博士前期課程とすること及び医療科学専攻に展開医療薬学講座を設置することに伴い、生命薬科学専攻及び医療科学専攻に係る学位及び専攻分野の名称を見直すことから、長崎大学学位規則を一部改正することについて提案があり、審議の結果、異議なく了承された。

#### (7) 長崎大学における夜間主コースの全学教育の履修に関する規程の全部改正について

副学長（全学教育担当）から、資料7に基づき、平成24年4月からの教養教育の実施に当たり、全学教育の名称、カリキュラム等の見直し、夜間主コースの全学教育の履修に関する規程を改正することについて提案があり、審議の結果、異議なく了承された。

#### (8) 長崎大学言語教育研究センター規則の制定について

副学長（全学教育担当）から、資料8に基づき、平成24年4月1日に言語教育研究センターを設置することに伴い、同センターの組織及び運営に関し必要な事項を定める規則を制定することについて提案があり、審議の結果、異議なく了承された。

#### (9) 長崎大学男女共同参画推進センター規則の制定について

副学長（男女共同参画担当）から、男女共同参画推進センター規則は平成24年3月31日限りでその効力を失う時限措置となっており、平成24年4月1日以降も引き続き本

学に男女共同参画推進センターを設置することから、組織及び運営に関し必要な事項を定める規則を制定することについて提案があり、審議の結果、異議なく了承された。

#### (10) 技術職員及び教務職員の一元的管理について

学長から、第1期中期目標・中期計画に掲げていた技術職員及び教務職員の一元管理について達成度が不十分である旨の評価を受けて第2期第中期目標・中期計画においても技術職員及び教務職員の一元管理について掲げたこと及び技術職員と教務職員については一般教職員と比べて人事的な位置づけ、ガバナンス等が不十分であることから教務職員のポストを解消することを含め今後検討する旨の説明があった。

引き続き、理事（人事・組織改革担当）から、技術職員の組織等に関しては法人化前には要項で定めており、法人化後には要項が廃止されて新たに規程で定めているが、教務職員については規程等で定めておらず、全体としての規程等を定めていないこと及び一般教員ポストは学長が管理しているが、技術職員及び教務職員ポストは部局長が、実際は各研究室の教授が管理していることを受けて、技術職員及び教務職員を組織として一元化し、効率的に流動的に配置できるようにするために、今後規程の制定等を含め検討することについて提案があり、審議の結果、異議なく了承された。また、今後のスケジュールについては、学長室WGもしくは理事を中心とした組織を立ち上げ、技術職員及び教務職員数が多い医学部長及び工学部長の意見等を伺いながら検討する旨の説明があった。

なお、審議の過程において、大要次のような意見等があった。

- 工学部では平成18年に教育研究支援部を設置し、技術職員と教務職員を組織としてはまとめたが、実状は各研究室に配属されているため、大学全体のルールを規程等で定められれば、各部局も運営しやすくなる。
- 医学部では各研究室に配属するのではなく、1箇所に集約した組織を設置し、その組織に准教授を配置し、全体のために状況に応じて効率的に配置できるような組織の設置について検討している。

## 4 報告事項

### (1) 長崎大学におけるヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する規則の一部改正について

副学長（研究企画担当）から、ヒトゲノム・遺伝子解析研究計画書に従い、研究を終了又は中止した後も研究責任者が継続して試料等を保存する場合は、研究責任者が1年に1回以上定期的に試料等の保存状況の報告を義務化するために、長崎大学におけるヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する規則を一部改正したことについて、資料10により報告があった。

### (2) 平成23年度会計検査院実地検査に係る講評事項について

理事（総務・財務担当）から、資料11に基づき、2月14日（火）～17日（金）に実施された会計実地検査に係る講評事項について、報告があった。

**(3) 中央図書館の臨時休館及び改修工事中のサービスについて**

附属図書館長から、附属図書館中央図書館改修工事に伴う退避移転のための臨時休館及び工事期間中のサービスについて報告及び各部局等における学生の学習スペースを確保することについて、依頼があった。

**(4) 部局長等の選考結果について**

学長から、平成24年3月31日付けで任期満了となる部局長等の後任の部局長等の選考結果について、報告があった。

以上